(7) Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. March 27, 2023

(8) Contact point for the notice : Hironori Kojima, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Miechuo Medical Center 2158―5 Hisaimyojincho, Tsushi, Mie-ken 514―1101, Japan. TEL 059―259―1211

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年２月２日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
鳥取医療センター院長　髙橋　浩士

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　31

○第 10102 号（№10102）

1　調達内容

(1) 品目分類番号　2

(2) 購入等件名及び数量　重油ＪＩＳ１種２号（数量等は入札説明書による）

(3) 納入期間　令和５年４月１日から令和６年３月31日まで。(１年間)

(4) 納入場所　入札説明書による。

(5) 入札方法　入札金額については、１kℓ当たりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第22条の規定に基づき単価契約とする。

2　競争参加資格

(1) 契約細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和４年３月31日付け号外政府調達第59号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

(4) 石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

(5) 購入される重油を経理責任者が指定する日時、場所に十分納入することができることを証明した者であること。

(6) 契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒689―0203 鳥取県鳥取市三津876番地
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター
企画課　神野　直也　電話0857―59―1111
内線212

(2) 入札書の受領期限　令和５年３月27日11時00分

(3) 開札の日時及び場所　令和５年３月27日14時00分　Ａ棟大会議室

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除

(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に当該重油に係る石油精製業者（元売業者を含む）の出荷証明書、試験成績分析表及び当該重油を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

5　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Takahashi, Director, National Hospital Organization Tottori Medical Center

(2) Classification of the products to be procured : 2

(3) Nature and quantity of the products to be purchased : FUEL Oil (JIS Class 1, No.2)

(4) Delivery period : From April 1, 2023 to March 31, 2024

(5) Delivery place : As in the tender documentation

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

② not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;

③ have Grade A, B, C or D in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Chugoku Region ;

④ prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Oil Industry Law, to initiate business of selling petroleum products ;

⑤ prove that they can deliver the fuel oil, on the date and to the place specified by the Obligating Officer ;

⑥ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;

(7) Time-limit for tender : 11 : 00 A.M. March 27, 2023

(8) Contact point for the notice : Naoya Jinno, Accounting Division, National Hospital Organization Tottori Medical Center, 876 Mitsu Tottori-shi, Tottori-ken, 689―0203, Japan. TEL 0857―59―1111 ext. 212

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年２月２日

独立行政法人
家畜改良センター岩手牧場長　丹菊　将貴

◎調達機関番号　526　◎所在地番号　03

1　調達内容

(1) 品目分類番号　1

(2) 調達件名及び数量　乳用牛飼育用配合飼料（バラ）　予定数量379,000kg

(3) 調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

(4) 契約期間　令和５年４月１日から令和５年６月30日まで

(5) 納入場所　入札説明書による。

(6) 入札方法　入札金額は、１kg当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税法に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）第８条及び第９条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、第８条中、特別の事由がある場合に該当する。